

令和3年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(2) 市町村との連携等

- ① 市町村の廃棄物処理体制の見直しの際の助言
- ② 先進的な取組についての情報提供

(1) 事業目的

市町村への助言及び有益な情報の収集・提供を実施することにより、一般廃棄物の減量化、再使用、再生利用（3R）の取組を促進します。

(2) 取組状況

市町村が廃棄物の3Rを推進するため、総合的に廃棄物処理施設の整備を進める「循環型社会形成推進地域計画」※1を策定する際、必要な技術的助言を行っています。

また、県内外における他の市町村等の3Rの推進に関する先進的な取組を収集し、提供を行っています。

《用語解説》

※1 循環型社会形成推進地域計画

一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、国庫補助制度による支援が不可欠です。環境省の補助金・交付金は、この計画に位置づけられた施設（ストックヤード、リサイクルセンター、ごみ焼却施設、最終処分場等）整備に対して交付されます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6419